

○東松山市水道事業給水条例

昭和42年3月25日

条例第14号

目次

- 第1章 総則（第1条—第4条）
- 第2章 給水装置の工事及び費用（第5条—第12条）
- 第3章 給水（第13条—第23条）
- 第4章 料金及び手数料（第24条—第33条）
- 第5章 管理（第34条—第37条）
- 第6章 貯水槽水道（第38条・第39条）
- 第7章 補則（第40条—第44条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、東松山市水道事業の給水についての料金及び給水装置工事の費用負担、その他の供給条件並びに給水の適正を保持するために必要な事項を定めることを目的とする。

（給水区域）

第2条 本市の水道事業の給水区域は、東松山市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（昭和41年東松山市条例第41号）第2条第2項第1号に規定する区域とする。

（給水装置の定義）

第3条 この条例において「給水装置」とは、需要者に水を供給するために上下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）の施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。

（給水装置の種類）

第4条 給水装置は、次の2種とする。

- (1) 専用給水装置 1世帯又は1箇所専用するもの

(2) 私設消火栓 消防用に使用するもの

第2章 給水装置の工事及び費用

(給水装置の新設等の申込み)

第5条 給水装置を新設、改造、修繕（水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第16条の2第3項の国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去（以下「新設等」という。）しようとする者は、管理者の定めるところにより、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。

(水道使用加入金)

第5条の2 給水装置の新設又は改造（水道メーター（以下「メーター」という。）の口径を増す場合に限る。）の申込みをしようとする者は、次の表に掲げる区分により、水道使用加入金（以下「加入金」という。）を管理者に納付しなければならない。ただし、改造する場合の加入金の額は、新口径に係る加入金の額の旧口径に係る加入金の額との差額とする。

メーターの口径	加入金（1給水装置につき）
13ミリメートル	75,000円
20ミリメートル	209,000円
25ミリメートル	334,000円
30ミリメートル	562,000円
40ミリメートル	1,008,000円
50ミリメートル	1,555,000円
75ミリメートル	3,750,000円
100ミリメートル	6,390,000円
150ミリメートル	13,972,000円
200ミリメートル以上	別に管理者が定める。

2 前項の規定にかかわらず、管理者が別に定める共同住宅等（以下「共同住宅」という。）における給水装置若しくは流末装置（受水槽以下の給水用具をいう。）の新設又は共同住宅の戸数を増加する場合の改造若しくは増設の

申込みをしようとする者は、各戸又は各室に引き込む管の口径の区分に応じ、同項の表の加入金の額に新設又は改造しようとする戸数又は室数を乗じて得た額を加入金として管理者に納付しなければならない。

3 第1項の規定にかかわらず、メーターの口径が13ミリメートル及び20ミリメートルで家庭用の給水装置の新設について、申込者が引き続き3年以上市内に住所を有し、かつ、自ら使用する場合に限り加入金は3万7,500円を減額するものとする。

4 加入金は、工事の申込みの際管理者に納付しなければならない。

5 前項の納付額は、第1項から第3項までに規定した加入金に100分の110を乗じて得た額とする。

6 既納の加入金は還付しない。ただし、工事の申込みの取消し、設計の変更等管理者が特別の事由があると認めたときは、この限りでない。

(新設等の費用負担)

第6条 給水装置の新設等に要する費用は、当該給水装置の新設等をする者の負担とする。ただし、管理者が特に必要と認めた者については、市において負担することができる。

(工事の施行)

第7条 給水装置工事は、管理者又は管理者が法第16条の2第1項の指定をした者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施行する。

2 前項の規定により、指定給水装置工事事業者が給水装置工事を施行する場合は、あらかじめ管理者の設計審査（使用材料の確認を含む。）を受け、かつ、工事しゅん工後に管理者の工事検査を受けなければならない。

3 第1項の規定により、管理者が工事を施行する場合は、当該工事に関する利害関係人の同意書等の提出を求めることができる。

(給水管及び給水用具の指定)

第8条 管理者は、災害等による給水装置の損傷を防止するとともに、給水装置の損傷の復旧を迅速かつ適切に行えるようにするため必要があると認めるときは、配水管への取付口からメーターまでの間の給水装置に用いようとする

る給水管及び給水用具について、その構造及び材質を指定することができる。

2 管理者は、指定給水装置工事事業者に対し、配水管に給水管を取り付ける工事及び当該取付口からメーターまでの工事に関する工法、工期、その他の工事上の条件を指示することができる。

3 第1項の規定による指定の権限は、法第16条の規定に基づく給水契約の申込みの拒否又は給水の停止のために認められたものと解釈してはならない。

(工事費の算出方法)

第9条 管理者が施行する給水装置工事の工事費は、次の各号の合計額とする。

(1) 材料費

(2) 労力費

(3) 道路復旧費

(4) 諸経費

2 前項各号に定めるもののほか、特別の費用を必要とするときは、その費用を加算する。

3 前2項に規定する工事費の算出について必要な事項は、別に管理者が定める。

(工事費の予納)

第10条 管理者に給水装置の工事を申し込む者は、設計によって算出した給水装置の工事費の概算額を予納しなければならない。ただし、管理者が、その必要がないと認めた工事については、この限りでない。

2 前項の工事費の概算額は、工事しゅん工後に精算する。

(工事費未納の場合の措置)

第11条 管理者が施行した給水装置工事の工事費を、工事申込者が指定期限内に納入しないときは、管理者は、その給水装置を撤去することができる。

2 前項の規定により、管理者が給水装置を撤去し、なお損害があるときは、工事申込者は、管理者にその損害を賠償しなければならない。

(変更工事の施行)

第12条 管理者は、配水管の移転その他特別の事由によって、給水装置に変

更を加える工事を必要とするときは、当該給水装置の所有者の同意を得ないで、当該工事を施行することができる。

第3章 給水

(給水の原則)

第13条 給水は、非常災害、水道施設の損傷、公益上その他やむを得ない事情及び法令又はこの条例の規定による場合のほか、制限又は停止することはない。

2 前項の給水を制限又は停止しようとするときは、その日時及び区域を定めてその都度予告する。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りでない。

3 第1項の規定による給水の制限又は停止若しくは断水のため、損害を生ずることがあっても、市はその責を負わない。

(給水契約の申込み)

第14条 水道を使用しようとする者は、管理者の定めるところにより、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。

(給水装置の所有者の代理人)

第15条 給水装置の所有者が、当市内に居住しないとき又は管理者において必要があると認めたときは、給水装置の所有者は、この条例に定める事項を処理させるため、当市内に居住する代理人を置かなければならない。

(管理人の届出)

第16条 次の各号のいずれかに該当する者は、水道の使用に関する事項を処理させるため、管理人を選定し、管理者に届け出なければならない。

- (1) 給水装置を共有する者
- (2) 給水装置を共用する者
- (3) その他管理者が必要と認めた者

2 管理者は、前項の管理人が適当でないとした場合は、変更させることができる。

第17条 削除

(メーターの設置)

第18条 給水量は、市のメーターにより計算する。ただし、管理者がその必要がないと認めたときは、この限りでない。

2 メーターは、給水装置に設置し、その位置は管理者が定める。

3 管理者は、使用水量を計算するため、特に必要があると認めたときは、受水槽以下の装置にメーターを設置することができる。

(メーターの貸与)

第19条 メーターは、管理者が設置して、水道の利用者又は管理人若しくは給水装置の所有者（以下「水道利用者等」という。）に保管させる。

2 前項の保管者は、善良な管理者の注意をもってメーターを管理しなければならない。

3 保管者が、前項の管理義務を怠ったために、メーターを亡失又はき損した場合は、その損害額を弁償しなければならない。

(水道の利用中止、変更等の届出)

第20条 水道利用者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ、管理者に届け出なければならない。

(1) 水道の利用をやめるとき。

(2) 用途を変更するとき。

(3) 消防演習に私設消火栓を使用するとき。

2 水道利用者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに、管理者に届け出なければならない。

(1) 水道の利用者の氏名又は住所に変更があったとき。

(2) 給水装置の所有者に変更があったとき。

(3) 消防用として水道を使用したとき。

(4) 管理人に変更があったとき又はその住所に変更があったとき。

(私設消火栓の利用)

第21条 私設消火栓は、消防又は消防演習の場合のほか、利用してはならない。

2 私設消火栓を消防演習に利用するときは、管理者又は管理者の指定する職

員の立会いを要する。

(水道使用者等の管理上の責任)

第 2 2 条 水道使用者等は、善良な管理者の注意をもって、水が汚染しないよう又は漏水しないように給水装置を管理し、異状を認めたときは、直ちに管理者に届け出なければならない。

2 前項の場合において、修繕を必要とするときは、その修繕に要する費用は、水道使用者等の負担とする。ただし、管理者が必要と認めたときはこの限りでない。

3 第 1 項の管理義務を怠ったために生じた損害は、水道使用者等の責任とする。

(給水装置及び水質の検査)

第 2 3 条 管理者は、給水装置又は供給する水の水質について、水道使用者等から請求があったときは、検査を行い、その結果を請求者に通知するものとする。

2 前項の検査において、特別の費用を要したときは、その実費額を徴収する。

第 4 章 料金及び手数料

(料金の支払義務)

第 2 4 条 水道料金（以下「料金」という。）は、水道使用者等から徴収する。

(料金)

第 2 5 条 料金は、別表の区分により算定した額に 1 0 0 分の 1 1 0 を乗じて得た額とする。ただし、1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(料金の算定)

第 2 6 条 料金は、隔月の定例日（料金算定の基準日として、あらかじめ管理者が定めた日をいう。）にメーターの点検を行い、その使用水量をもってその日の属する月分及び前月分として算定する。ただし、管理者が必要と認めたときは、定例日以外の日に点検を行うことができる。

2 管理者は、前項の規定により、メーターの点検を行ったときは、使用水量

を水道使用者等に通知するものとする。

3 使用水量は、各月均等に使用したものとみなす。

(使用水量の認定)

第27条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用水量を認定する。

(1) メーターに異状があったとき。

(2) 使用水量が不明のとき。

(3) その他特別な事由があるとき。

2 前項の使用水量の認定は、特別の事由がある場合を除き、前3回検針分の使用水量及びその他の事情を勘案して認定する。

第28条 削除

(特別の場合における料金の算定)

第29条 月の中途において、水道の使用を開始し、又は使用をやめたときの料金は次のとおりとする。

(1) 定例日において、使用水量が基本水量の2分の1未満で、使用日数が15日以下のときは、基本料金の2分の1の額

(2) 定例日において、使用水量が基本水量の2分の1以上のとき、又は使用日数が15日を超えるときは、基本料金の額

2 月の中途において、メーター口径に変更があった場合は、その使用日数の多い料率を適用する。

第30条 削除

(料金の徴収方法)

第31条 料金は、納入通知書又は口座振替の方法により、2箇月分をまとめて徴収する。ただし、管理者が必要と認めたときは、この限りでない。

2 管理者は、前項によるほか、特別の事由がある場合においては、集金の方法により料金を徴収することができる。

(手数料)

第32条 手数料は、次に掲げる区分により、これを徴収する。ただし、管理

者が特別の理由があると認めたときは、事後に徴収することができる。

(1) 第7条第1項の指定をするとき 1件につき1万円

(2) 法第25条の3の2第1項に規定する指定の更新をするとき 1件につき1万円

(3) 第7条第2項の申請をするとき 1件につき2,000円

2 前項の手数料は、特別の理由がない限り還付しない。

第33条 削除

第5章 管理

(給水装置の検査等)

第34条 管理者は、水道の管理上必要があると認めたときは、給水装置を検査し、水道使用者等に対し適当な措置を指示することができる。

(給水装置の基準違反に対する措置)

第35条 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、水道法施行令（昭和32年政令第336号）第6条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。

2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が、指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項の国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。

(給水の停止)

第36条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、その理由が継続する間、給水を停止することができる。

(1) 水道使用者等が第9条の工事費、第22条第2項の修繕費、第25条の料金、又は第32条の手数料を指定期限内に納入しないとき。

(2) 水道使用者等が正当の理由がなく、第26条の使用水量の計量又は第34条の検査を拒み又は妨げたとき。

(3) 給水栓を汚染のおそれのある器物又は施設と連絡して使用する場合において、警告を発しても、なお、これを改めないとき。

(給水装置の切り離し)

第37条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合において、管理上必要があると認めたときは、給水装置を切り離すことができる。

(1) 給水装置の所有者の所在が3箇月以上不明で、かつ、給水装置の使用者がないとき。

(2) 給水装置が使用中止の状態であって、将来使用の見込みがないと認めたとき。

第6章 貯水槽水道

(市の責務)

第38条 管理者は、貯水槽水道（法第14条第2項第5号に定める貯水槽水道をいう。以下同じ。）の管理に関し必要があると認めるときは、貯水槽水道の設置者に対し、指導、助言及び勧告を行うことができるものとする。

2 管理者は、貯水槽水道の利用者に対し、貯水槽水道の管理等に関する情報提供を行うものとする。

(設置者の責務)

第39条 貯水槽水道のうち簡易専用水道（法第3条第7項に定める簡易専用水道をいう。次項において同じ。）の設置者は、法第34条の2の定めるところにより、その水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を受けなければならない。

2 前項に定める簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者は、別に定めるところにより、当該貯水槽水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を行うよう努めなければならない。

第7章 補則

(料金及び手数料等の軽減又は免除)

第40条 管理者は、公益上その他特別の事由があると認めたときは、この条例の規定によって納入しなければならない料金、手数料及びその他の費用を、軽減又は免除することができる。

(過料)

第41条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、5万円以下の過料を科することができる。

- (1) 第5条の承認を受けないで、給水装置の新設等をした者
- (2) 正当の理由がなく、第18条のメーターの設置、第26条の使用水量の計量、第34条の検査又は第35条の給水の拒否を拒み、又は妨げた者
- (3) 第22条第1項の給水装置の管理義務を著しく怠った者
- (4) 第25条の料金又は第32条の手数料の徴収を免れようとして、詐欺その他不正の行為をした者

2 市長は、詐欺その他不正の行為によって、第25条の料金又は第32条の手数料の徴収を免れ若しくは免れようとした者に対し、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料を科することができる。

(給水装置の寄附)

第42条 給水装置の所有者は、その道路部分の装置を市に寄附することができる。

(助成)

第43条 管理者は、水道利用者に対し、特別の事由があると認めたときは、助成金を交付することができる。

2 前項の助成金の額については、管理者が別に定める。

(委任)

第44条 この条例の施行について必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

- 1 この条例は、昭和42年4月1日から施行する。
- 2 東松山市上水道事業給水条例（昭和39年東松山市条例第5号）は、廃止

する。

- 3 この条例施行前の東松山市上水道事業給水条例に基づいてなされた承認、検査その他の処分又は申込み、届出その他の手続は、それぞれ、この条例に基づきなされた処分又は手続とみなす。

附 則（昭和44年10月1日条例第22号）

この条例は、公布の日から施行し、別表第1については、昭和44年7月1日から適用する。

附 則（昭和45年4月1日条例第9号）

この条例は、昭和45年4月1日から施行する。

附 則（昭和50年3月25日条例第20号）

- 1 この条例は、昭和50年4月1日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、この条例第26条の規定は、昭和50年5月、6月、7月の点検分から適用し、昭和50年5月及び7月の点検分に限りその使用水量の内5月点検分は2分の1、7月点検分は4分の1の水量については、従前の料金を適用する。
- 3 第1項の規定にかかわらず、この条例第5条の2の規定は、昭和50年10月1日から適用する。ただし、適用前の期間については、なお従前の例による。
- 4 昭和50年9月30日までに、東松山市水道事業給水条例（昭和42年東松山市条例第14号）第5条の規定に基づき、給水装置の新設又は改造の申し込みをした者が、昭和51年6月30日までに当該工事の完成しない場合は、その者からこの条例第5条の2に規定する加入金を徴収するものとする。この場合において、既に旧条例の規定に基づき納入した分担金があるときは、既に納入した金額を控除した残額を加入金として徴収するものとする。

附 則（昭和50年6月30日条例第29号）

この条例は、昭和50年7月1日から施行する。

附 則（昭和51年3月30日条例第19号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 5 1 年 1 2 月 2 8 日条例第 4 6 号）

この条例は、昭和 5 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 5 3 年 3 月 2 9 日条例第 1 7 号）

- 1 この条例は、昭和 5 3 年 4 月 1 日から施行する。

（東松山市水道事業給水条例の一部改正条例の一部改正）

- 2 東松山市水道事業給水条例の一部を改正する条例（昭和 5 1 年東松山市条例第 1 9 号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 項を削る。

附 則（昭和 5 6 年 3 月 2 3 日条例第 1 6 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、昭和 5 6 年 8 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例により改正後の東松山市水道事業給水条例（以下「新条例」という。）の別表第 1 の規定は、昭和 5 6 年 8 月使用分の料金から適用する。ただし、昭和 5 6 年 8 月使用分の料金算定の定例日が昭和 5 6 年 8 月 1 5 日（以下「基準日」という。）以前にあっては、改正前の東松山市水道事業給水条例（以下「旧条例」という。）を適用して得た料金によるものとし、基準日後にあっては、昭和 5 6 年 8 月使用分の使用水量について新条例及び旧条例を適用した場合における各々の料金の 2 分の 1 を合算して得た額とする。

附 則（昭和 5 9 年 6 月 2 3 日条例第 2 2 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、昭和 5 9 年 7 月 1 日から施行する。ただし、別表第 1（備考 1 を除く。）の改正規定は、昭和 6 0 年 1 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の東松山市水道事業給水条例（以下「新条例」という。）の別表第 1（備考を除く。）の規定は、昭和 6 0 年 1 月使用分の料金から適用する。ただし、昭和 6 0 年 1 月使用分の料金算定の定例日が昭和 6 0 年 1 月 1 5 日（以下「基準日」という。）以前にあっては、改正前の東松

山市水道事業給水条例（以下「旧条例」という。）を適用して得た料金によるものとし、基準日以後にあつては、昭和60年1月使用分の使用水量について新条例及び旧条例を適用した場合における各々の料金の2分の1を合算して得た額とする。

附 則（昭和59年12月20日条例第27号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和59年11月3日から適用する。

附 則（昭和60年3月23日条例第7号）

（施行期日）

- 1 この条例は、昭和60年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正前の東松山市水道事業給水条例（以下「旧条例」という。）の規定により、定例日の属する月が昭和60年4月及び6月に到達するものにあつては、この条例による改正後の東松山市水道事業給水条例（以下「新条例」という。）の規定による定例日を昭和60年4月とし、旧条例の規定による定例日の属する月が昭和60年5月及び7月に到達するものにあつては、新条例の規定による定例日を昭和60年5月とする。
- 3 旧条例の規定により、定例日の属する月が昭和60年4月及び5月に到達するものの料金の徴収については、当該月分に限り、新条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（昭和63年3月25日条例第17号）

- 1 この条例は、昭和63年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に給水した料金の額については、なお従前の例による。

附 則（昭和63年12月22日条例第23号）

（施行期日）

- 1 この条例は、昭和64年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の東松山市水道事業給水条例の別表第1の規定は、

昭和64年5月使用分として徴収する料金から適用し、昭和64年4月使用分の料金については、なお従前の例による。

附 則（平成元年3月30日条例第28号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成元年5月1日から施行する。ただし、第5条の2の改正規定は、平成元年6月1日から、第25条（別表第1備考1を適用する場合を除く。）の改正規定は、平成元年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の第25条の規定は、平成元年11月使用分として徴収する料金から適用し、平成元年10月使用分までの料金については、なお従前の例による。

附 則（平成4年3月25日条例第23号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成4年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の別表第1（備考を除く。）の規定は、平成4年6月使用分として徴収する料金から適用し、平成4年5月使用分までの料金については、なお従前の例による。

附 則（平成5年3月19日条例第13号）

この条例は、水道法（昭和32年法律第177号）第10条の規定に基づく厚生大臣の認可のあった日から施行する。

附 則（平成9年3月18日条例第17号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成9年6月1日から施行する。ただし、第25条（別表第1備考1を適用する場合に限る。）の改正規定は、同年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の第25条の規定は、平成9年7月使用分として徴

収する料金から適用し、同年 6 月使用分までの料金については、なお従前の例による。

附 則（平成 9 年 1 2 月 1 8 日条例第 2 8 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 1 0 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に改正前の東松山市水道事業給水条例第 7 条第 1 項の規定により指定を受けている水道工事事業者（以下「旧指定給水装置工事事業者」という。）については、施行日から 9 0 日間（次項の規定による届出があったときは、その届出があった時までの間）は、改正後の東松山市水道事業給水条例（以下「改正後の条例」という。）第 7 条第 1 項の指定を受けた者とみなす。
- 3 旧指定給水装置工事事業者が、施行日から 9 0 日以内に、厚生省令で定める事項を届け出たときは、改正後の条例第 7 条第 1 項の指定を受けた者とみなす。
- 4 前項の規定により指定を受けた者とみなされた者については、施行日から 1 年間は、水道法（昭和 3 2 年法律第 1 7 7 号）第 2 5 条の 4 に定める給水装置工事主任技術者を選任しないことができる。

附 則（平成 1 2 年 3 月 2 2 日条例第 1 0 号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 1 2 年 4 月 1 日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成 1 2 年 1 2 月 1 5 日条例第 4 4 号）

この条例は、平成 1 3 年 1 月 6 日から施行する。

附 則（平成 1 4 年 1 2 月 2 4 日条例第 3 2 号）

この条例は、平成１５年４月１日から施行する。

附 則（平成２６年３月２７日条例第１２号）

（施行期日）

１ この条例は、平成２６年４月１日から施行する。

（経過措置）

- ２ この条例による改正後の第２５条の規定にかかわらず、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前から継続している水道の使用で、施行日から平成２６年４月３０日までの間に料金の支払を受ける権利が確定するものの当該確定した料金（施行日以後初めて料金の支払を受ける権利が確定する日が同月３０日後であるものにあつては、当該確定したもののうち、施行日以後初めて支払を受ける権利が確定する料金を前回確定日（その直前の料金の支払を受ける権利が確定した日をいう。以下同じ。）から施行日以後初めて料金の支払を受ける権利が確定する日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から同月３０日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分に対応する部分に限る。）については、なお従前の例による。
- ３ 前項の月数は、暦に従って計算し、１月に満たない端数を生じたときは、これを１月とする。

附 則（平成３０年１２月２６日条例第３３号）抄

この条例は、平成３１年４月１日から施行する。

附 則（令和元年６月２８日条例第１２号）

（施行期日）

１ この条例は、令和元年１０月１日から施行する。

（経過措置）

- ２ この条例による改正後の第２５条の規定にかかわらず、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前から継続している水道の使用で、施行日から令和元年１０月３１日までの間に料金の支払を受ける権利が確定するものの当該確定した料金（施行日以後初めて料金の支払を受ける権利が確定する日が同月３１日後であるものにあつては、当該確定したもののうち、施行日

以後初めて支払を受ける権利が確定する料金を前回確定日（その直前の料金の支払を受ける権利が確定した日をいう。以下同じ。）から施行日以後初めて料金の支払を受ける権利が確定する日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から同月 3 1 日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分に対応する部分に限る。）については、なお従前の例による。

3 前項の月数は、暦に従って計算し、1 月に満たない端数を生じたときは、これを 1 月とする。

附 則（令和元年 1 2 月 2 4 日条例第 2 4 号）

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 6 年 3 月 2 5 日条例第 3 号）

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 2 5 条関係）

水道料金（口径別）

メーター口径	基本料金		超過料金	
	使用水量	料金 (円)	使用水量	料金 (1 立方メートル 当たり・円)
1 3 ミリメートル	1 0 立方メ ートルまで	7 5 0	1 1 立方メートル から 1 5 立方メー	8 5
2 0 "	"	7 5 0	トルまで	
			1 6 立方メートル	1 1 5
2 5 "	"	7 5 0	から 3 0 立方メー	
3 0 "	"	5 , 6 0 0	トルまで	
			3 1 立方メートル	1 5 0
4 0 "	"	1 0 , 1 0 0	から 5 0 立方メー	
			トルまで	
5 0 "	"	1 5 , 0 0 0	5 1 立方メートル	1 9 0
			から 8 0 立方メー	

7 5 "	"	3 8 , 6 0	トルまで	
		0	8 1 立方メートル	2 2 5
1 0 0 "	"	6 4 , 5 0	から 1 2 0 立方メ	
		0	ートルまで	
1 5 0 "	"	1 4 2 , 0		
		0 0	1 2 1 立方メート	2 5 5
2 0 0 "	"	2 0 0 , 0	ル以上	
		0 0		
			プール及び浴場用 は、1 1 立方メー トル以上	1 3 5
備考				
1 地区外給水料金の 1 立方メートル当たり料金は、別に管理者が定める。				
2 私設消火栓の料金は放水時間 1 0 分以内は、9 6 0 円とする。				